

第155回国立市情報公開及び個人情報保護審議会 意見票

諮問案件

No. 1	電子計算組織を利用した生産緑地及び特定生産緑地に係る個人情報ファイルの作成に係る諮問
No. 2	児童手当(特例給付を除く。)の受給世帯に臨時特別給付金を支給する事業に係る諮問
No. 3	特別定額給付金業務に係る諮問

委員名	諮問No.	諮問事項に対する意見
原田	1	必要性・許容性ともに認められ、可と史料します。平成31年1月28日付け答申書と同じ付言を求めます。
石居	1	お認めしてよろしいかと存じます。今後も委託が続くとのことですので、業者とのデータの授受には十分に注意をするように、またパスワードの管理への留意をお願いします。
岸敦子	1	土地台帳管理において図面との連携が必要なことは理解できずし、業者の受託要件やセキュリティ等の対策もなされていることから、認めてよいと考えます。
関口	1	先に述べた意見について、ご対応いただけることを前提に、お認めして宜しいかと思います。
中川	1	当該個人情報ファイルの新たな作成は適当であると考えます。
原田	2	必要性・許容性ともに認められ、可と史料します。
石居	2	お認めしてよろしいかと存じます。ただし、ご回答いただきました生年月日と性別の件は、ご回答をそのまま受けとりますと、同一の住所に同一姓名の人物が複数いた場合にのみ必要な情報ということになるかとおもいます。たしかに可能性はゼロではないと思いますが、現実的にどれほどの可能性があるだろうかとも思います。正確さが必要なことはよくわかりますが、一方で個人情報の収集は、最小限にとどめることが基本(とりわけ本人通知をおこなわないのであれば)かと存じますので、そのようなケースがあった場合にのみ、煩雑にはなりますが、追加で生年月日と性別を確認するといった対応も可能ではないかと考えます。スピード感が求められる施策だと思しますので、これ以上このやりとりに時間を費やすべきではないと考えますが、なぜさきのような質問をしたのか、その意図はきちんと伝えておいた方がよいと思いましたので、意見として記します。扱う情報の範囲はその必要性に鑑みつつ最小限にするということを徹底いただきたいと思います。
岸敦子	2	臨時特別給付金と児童手当はその趣旨・目的に共通点があると思われずし、受給者側も目的外利用を予測したり知ったりすることが可能な状況ですので、迅速な給付を犠牲にしてまで、通知する必要性が高いとまでは言えないと思われず。したがって、目的外利用をすること、及びそれを本人に通知しないことを認めてよいと考えます。 個人情報ファイルの新たな作成についても必要性が認められると思しますので、給付業務終了後も適切な管理がなされるのであれば、認めてよいと考えます。
関口	2	先に述べた意見について、ご対応いただけることを前提に、お認めして宜しいかと思います。
中川	2	(1)当該個人情報の目的外利用については特に必要性があると考えます。 (2)上記(1)の目的外利用及びその目的について本人に通知する必要性はないと考えます。 (3)当該個人情報ファイルの新たな作成は適当であると考えます。
原田	3	必要性・許容性ともに認められ、可と史料します。
石居	3	お認めしてよろしいかと存じます。
岸敦子	3	通常のような世帯主を通じた給付は適切ではないため施設入所に関する情報を収集・利用・提供する必要性は高いと思います。本人外収拾や目的外利用についても、必要性が高く、通知する場合の負担が重い反面、自治体間での情報のやり取りであれば、当事者にも比較的許容しやすいと思われず。セキュリティが保たれており、給付業務終了後も適切な管理がなされるのであれば、認めてよいと考えます。
関口	3	先に述べた意見について、ご対応いただけることを前提に、お認めして宜しいかと思います。
中川	3	(1)当該個人情報を他の自治体から収集することには相当な理由があり、その旨及びその目的を本人に通知しないことには合理的な理由があると考えます。 (2)当該個人情報の目的外利用及び他の自治体への提供には特に必要性があり、その旨及びその目的を本人に通知する必要性はないと考えます。 (3)当該個人情報ファイルの作成は適当であると考えます。